

第 2 条 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 25 条の 5 の規定」を削る。

第 18 条の 2 第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 160」を「100 分の 170」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(給料の切替え等)
- 2 この条例の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）の適用を受ける職員の例による。
(平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、第 1 条の規定による改正後の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例第 18 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
(1) 平成 15 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者（同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、調整手当、通勤手当及び単身赴任手当（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 10 条の 2 第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 1.06 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
(2) 平成 15 年 6 月に支給された期末特別手当の合計額に 100 分の 1.06 を乗じて得た額
4 平成 15 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（給与条例第 5 条の 2 の規定により給料月額が定められた職員である者を除く。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この項において「大学教育職員等」という。）であった者から引き続き新たに給与条例第 5 条の 2 の規定により給料月額が定められた職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び大学教育職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 1 号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 15 年 11 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 63 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、「100 分の 170」を「、「100 分の 145」に、「100 分の 180」を「100 分の 160」に改める。

第 2 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 145」を「100 分の 160」に、「100 分の 160」を「100 分の 170」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和 63 年熊本県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、「100 分の 170」を「、「100 分の 145」に、「100 分の 180」を「100 分の 160」に改める。

第 4 条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 145」を「100 分の 160」に、「100 分の 160」を「100 分の 170」に改